

先生方へ

**いのちを大切に、他人を思いやる
心豊かな佐世保の子どもたちを育てよう**

— **いのちの教育・危機対応の在り方への提言** —

- ◎ 危機感をもとう
- ◎ 心豊かな佐世保の子どもたちを育てよう
- ◎ 躊躇せず関係機関との連携をしよう
- ◎ 子どもの状況を次の学年・学校へ確実に引き継ごう

平成27年8月25日

佐世保市いじめ防止対策推進委員会

はじめに

教育に冷たく重い風が吹いている。子どもたちが関わる重大事件が相次ぐ中、昨年夏、佐世保市で高校1年生女子生徒による同級生殺害事件が起き、日本中に大きな衝撃が走った。

少年非行の低年齢化や凶悪化が指摘され、人との関わりが希薄な子どもの増加が懸念されるなど、「心の教育」の更なる重要性が叫ばれている。

佐世保市においても、11年前の小学校同級生殺害事件を受け、「心の教育の更なる充実」「コミュニケーション能力の向上」「子どもの居場所づくり」の3点を最重要課題に掲げ、豊かな心を育むための対策を講じ、自尊感情や思いやりの心の育成に取り組み、成果が見え始めていたところである。

しかし、昨年の夏を揺るがした今回の事件は、社会全体が取り組むべき課題を提起しており、子どもを支えきれなかったという大きな反省点を残した。この事件を防げなかった責任は、私たち大人社会にある。

佐世保市いじめ防止対策推進委員会では、実務者レベルの会である佐世保市いじめ等対策連絡協議会と共に今回の事件を取り上げ、当該女子生徒が小学校6年生時に起こした給食異物混入事案に係る「学校及び佐世保市教育委員会の対応について」、「学校と佐世保市教育委員会を含めた関係機関等との連携について」及び「学校間の児童生徒情報等の引継ぎについて」並びにこれらに関連して「佐世保市のいのちを見つめる教育について」及び「その他の予防と対策について」の5点について議論した。

本推進委員会は、今回、佐世保市教育委員会へ協議結果の報告及び学校への提言を行った。本提言は、今回の事件を本市の学校教育に対する重大な警鐘と受け止め、今一度、先生方がこれまでの取組を振り返り、今後のいのちの教育、危機対応等を検討するうえでの指針を示したものである。

このような事件は決してあってはならないことであるが、教育関係者は、どの学校でも起こりうるとの認識に立って、子どもたちと向き合っていかなければならない。

各学校においては、本提言を真摯に受け止め、自校における「いのちの教育」、「危機対応」、「学年間・学校間の引継ぎ」等の振り返りを行い、「いのちを大切にし、他人を思いやる心豊かな佐世保の子どもたち」を育てていただければと切に願うものである。

1 危機感をもとう

昨年7月に同級生殺害事件を起こした少女は、長崎家裁の決定要旨では、「ASD（自閉症スペクトラム障害）によるコミュニケーションの問題を抱えていたが、知的能力の高さから表面的には適応できており、社会的に恵まれた環境で育ったことで抱えている問題は周囲に目立たなかった。」と述べられている。

今回のような事件は、どこの地域でも、どこの学校でも、十分に起こりうる可能性があるということを、しっかりと受けとめなければならない。

また、事件を起こした少女は、それまでに幾度となくサインとも取れる言動を見せている。その度に、状況に応じたもっと適切な対応や指導ができなかったかという反省に立つと、教育関係者が、家庭が、地域が、そして全ての大人が、もっと危機感をもって、子どもたちの教育に当たらなければならない。

特に、教育の専門職たる教育機関（教育委員会、学校等）は、関係機関との連携、道徳教育を中心とする「心の教育」の重要性を改めて認識し、その実践に心血を注いでいただきたい。

2 心豊かな佐世保の子どもたちを育てよう

誰とでも仲良く遊べる子、あいさつがきちんとできる子、人に親切で思いやりのある子、草花の世話を進んでする子、ボランティア活動をがんばる子など、私たちの周りには、健やかに成長している子どもたちがたくさんいる。

問題行動に走る子どもたちは、生活環境の乱れや周囲との関わり方がうまくできない、熱中するものがないなどから、将来への希望をなくしたり、自分自身を見失ったりするなど、何らかの要因があるものと考えられる。言い換えると、発達段階に応じて、よりよく生きようとする意欲や力が十分に育っていないのである。

学校において、そのような力を育てるために、道徳教育の要である道徳の時間が重要である。小学校においては平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「特別の教科 道徳」として学習指導要領に新たに位置づけられる。そこで、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れた指導方法を工夫する等、道徳の時間の一層の充実を図って

いただきたい。

さらに、校内研修等を積極的かつ計画的に行い、校長自らが授業実践に取り組むなど、リーダーシップを発揮することが強く望まれる。

また、学校200日時代にあって、学校だけで「豊かな心」を育てることは極めて難しくなっている。心豊かな子どもの育成に向けて、学校・家庭・地域社会が目標を共有し、その達成を目指して緊密に連携していただきたい。

3 躊躇せず関係機関との連携をしよう

学校における子どもたちの問題行動は、依然として憂慮すべき状況にある。また、子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、地域教育力の低下、家庭教育力の低下など大きく変化している。その中で、保護者が子育てに悩み、過保護、過干渉、育児放棄や虐待など様々な形で子どもの心身に影響を与えている場合がある。

併せて、インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、子どもたちが有害情報へアクセスしたり、交流サイトのトラブルでいじめ問題に発展したりするなどのさまざまな問題が生じている。

児童生徒の問題行動は、学校、家庭、地域におけるそれぞれの行動が相互に関連していることから、学校における行動のみに焦点を当てた対応を行っても、問題解決には大きな効果は望めない場合が多い。

そこで、学校と各関係機関が連携し、組織的、効果的に対応できる指導体制を整備する必要がある。

(1) 管理職のリーダーシップ

校長は、問題行動等の解決に向け、明確なビジョンや目標を示し、そこに至る道筋を明らかにする。また、各学校で作成している「学校いじめ防止基本方針」を随時見直し、実効性のある体制整備に努める。

(2) 校内指導体制の整備

形式的に生徒指導に関する校務分掌を設けるのではなく、各教職員の具体的な役割分担や責任の明確化を図り、全員がチームとなり、活動できる機動的な体制を整備することが重要である。

(3) 情報の共有化と指導方針の共通理解・共通実践の徹底

深刻な問題行動等につながりかねない児童生徒の行動や実態について、心の状況調査の分析等を含め教職員間で情報交換や指導方針の検討・確認を行う場を設け、その結果を関係職員に周知して共通理解・

共通実践を図ることが必要である。

(4) スクールカウンセラーとの効果的な連携

スクールカウンセラーは、児童生徒本人へのカウンセリングや保護者への専門的助言・援助において活用の効果が上がっている。スクールカウンセラーと生徒指導主事・生活指導主任等の連携も図り、生徒指導全般に効果的にかかわるようにすることが求められる。「心の専門家」としてのスクールカウンセラーと「教育の専門家」としての教師とが、ともに協力して児童生徒に関わることが重要である。

(5) スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携

学校と家庭、各関係機関を連携させ、効果的に機能させる要がスクールソーシャルワーカーである。スクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮するためには、窓口となる学校の担当者を明確にし、その担当者がスクールソーシャルワーカーと教職員とのパイプ役になり、相互の信頼関係を築いていくことが大切である。

(6) 校区内ネットワークを核とした連携の推進

① P T Aをはじめとする地域との連携

地域における児童生徒の行動に関する相談や対応について、P T Aや学校支援会議等が中心的な役割を果たすことが期待される。学校は日頃からP T Aや学校支援会議等との協力体制を築き、地域との連携推進に努めることが重要である。

② ネットワークを活用した、各学校の生徒指導の機能強化

学校は、民生委員児童委員、保護司、児童相談所、子ども子育て応援センター、人権擁護委員、スクールガードリーダー、警察、民間団体等の人材を活用することにより、生徒指導の機能強化に取り組んでいかなければならない。また、校区内の学校（保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）や交番・駐在所・福祉協議会等の地域に密着した活動を行っている関係機関との連携も必要になる。その上で、日常的に児童生徒の問題行動等に対応していく学校が中心となるネットワークを設けることが有効である。

4 子どもの状況を次の学年・学校へ確実に引き継ごう

児童生徒の発達は、各学校種により完結するものではなく、連続的であると同時に個別的なものである。したがって、その健全な発達を促すためには、各学校種を通じた系統性、一貫性を基盤として、個々の児童生徒の変化や発達段階をふまえた適時・適切な指導・援助が必要である。

その適切な指導・援助の実現に向けて、個々の児童生徒について、現段階の情報だけでなく、前学年までの情報は、極めて有効な情報となる。これまでの指導・支援を踏まえた上で新たな指導・支援を講じることが、その児童生徒の過ごしやすさや学びやすさに有益に働くものとする。

佐世保市においては、各学校に「児童生徒理解支援システム」が構築されており、その有効利用が、各学年及び小・中学校間の確実な引継ぎの一助となっている。

今後さらに有効な活用を図っていただきたい。

また、保育所、幼稚園からの引継ぎや私立・県立中学校、高等学校への引継ぎについては、本システムが対応していないことから、児童生徒の情報について担当者間で直接情報交換をしたり、引継ぎ書を作成して確実に情報を伝達していただきたい。

さらに、不登校の児童生徒や適応指導教室への通級児童生徒等についても、これら一人一人の子どもたちのことも絶えず心に留めることが大切である。そのためには、家庭との情報共有を充実させるとともに、関係機関・外部機関との連携を図りながら情報の共有及び引継ぎを行うことが大切である。

おわりに

学校において、子どもたちが大切にされていると感じることのできる雰囲気をつくり、学校の教育活動全体をとおして様々な実践を積み重ねることが大切である。そして、そのいい雰囲気は、子どもたちの自尊感情を育てることにつながる。

また、子どもたちが安定した生活を送るために、その発するサインに敏感に対応できる教師であってほしい。そのために、教師自身が多くの人とふれあう中で、自らの感性を磨くとともに、児童生徒理解や指導力向上のための自己研鑽に絶えず努めてほしい。

学校は「心を育てる場」である。教育関係者は、自らの役割とその重さを真摯に受けとめてほしい。佐世保市の子どもたちの未来は、先生方一人一人の力にかかっている。学校教育に対する佐世保市民の期待に応えていただくことを願っている。

平成27年8月25日

佐世保市いじめ防止対策推進委員会

◆ 提言までの経過

第1回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成26年9月24日（水）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H26.9.1)内容報告
- ・佐世保市内女子高校生の逮捕事案についての概要説明
- ・学校及び佐世保市教育委員会の対応や、給食への異物混入事案、いのちを大切に
する取組等の報告
- ・今後の会議の方向性を確認

第2回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成26年11月20日（木）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H26.11.7)内容報告
- ・給食への異物混入事案に係る当時の関係資料の提供
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第3回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成27年2月18日（水）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H27.1.26)内容報告
- ・児童生徒理解支援システムの説明及び模擬体験
- ・佐世保市立小・中学校におけるいのちを大切に
する取組についての関係資料の提供
- ・心の状況調査の具体的説明
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第4回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

（連絡協議会との合同会議）

① 期 日 平成27年3月30日（月）

② 協議内容

- ・これまでの会議報告
- ・子どもたちの心の様子の把握について（心の状況調査に係る関係資料の提供）
- ・いのちを見つめる強調月間の実施に係る調査について
- ・組織的な対応について
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第5回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成27年4月24日（金）

② 協議内容

- ・合同会議(H27.3.30)内容報告
- ・連絡協議会(H27.4.20)内容報告
- ・いのちを見つめる強調月間の実施に係る調査の報告
- ・児童生徒理解支援システムに係る調査の報告
- ・いのちを見つめる強調月間の実施要項について
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第6回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成27年5月8日（金）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H27.4.28)内容報告
- ・組織的な対応（児童福祉法等も踏まえた通告・相談のあり方等）について
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第7回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成27年5月18日（月）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H27.5.12)内容報告
- ・組織的な対応（児童福祉法等も踏まえた通告・相談のあり方等）について前回の協議の継続
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第8回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成27年6月8日（月）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H27.6.4)内容報告
- ・児童相談所の実状及び業務等について
- ・中間報告（案）について
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第9回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成27年7月16日（木）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H27.7.8)内容報告
- ・最終報告（案）及び学校への提言（案）について

- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

第10回 佐世保市内女子高校生の逮捕事案の振り返りと検証会議

① 期 日 平成27年8月4日（火）

② 協議内容

- ・連絡協議会(H27.7.29)内容報告
- ・最終報告（案）及び学校への提言（案）について
- ・上記資料をもとに質疑、考察、助言

最終報告及び学校への提言の提出

① 期 日 平成27年8月25日（火）

◆ 佐世保市いじめ防止対策推進委員会委員

役職	氏名	所属・職名
会長	柳 智盛	長崎国際大学人間社会学部 講師
副会長	長島 學	佐世保市PTA連合会 会長
委員	秋山 久典	長崎県弁護士会 弁護士
委員	楠本 隆	佐世保市医師会 医師
委員	伊藤勢津子	長崎県臨床心理士会 臨床心理士
委員	松永美詠子	長崎県社会福祉士会 社会福祉士

◆ 佐世保市いじめ等対策連絡協議会委員

役職	氏名	所属・職名
委員	中野 明人	スクールカウンセラー
委員	富崎 朋子	スクールカウンセラー
委員	羽田 泰子	スクールソーシャルワーカー
委員	納富 博子	子ども未来部 子ども保健課長
委員	丸野 敏彦	佐世保警察署 生活安全課長
委員	石垣 優	長崎地方法務局佐世保支局 総務課長
委員	江口ハツ子	人権擁護委員協議会 会長
委員	山本 一臣	佐世保市小学校長会
委員	山口 政則	佐世保市中学校長会
委員	山北真由美	子供のいのちと心を守る市民ネットワーク 代表
副会長	犬塚 隆弘	青少年教育センター 所長
会長	百津 真人	佐世保市教育委員会 教育次長兼学校教育課長